

シリーズ/ 取調べ「可視化」の「現在」

取調べの可視化実現大阪本部

(第6回) 法制審「新時代の刑事司法制度特別部会」 第10回会議の概要報告

2012年5月24日の第10回会議は、「取調べの録音・録画制度の在り方」のうち「法的効果等」をめぐる議論から始まり、さらに弁護人立会の問題や供述調書の在り方などをめぐって相当に熱心に議論された。そのいくつかをピックアップして報告しておきたい。

1 法的効果(証拠能力)の問題

日弁連意見書のなかに、取調べの録音・録画が実施されなかった場合の捜査段階供述の証拠能力について「少なくとも証拠能力がないことを推定する」という文言があった。このことをめぐって、井上正仁委員は、大要、次のように批判した。「任意性がないことを推定するとは挙証責任の転換を意味する。元々任意性の挙証責任は検察官にあるから、おかしい。例外事由に当たる場合などは、録音・録画以外の手段での立証も許すことになるので、結局、推定するという規定を置く理屈がわからない」。

また、酒巻匡委員も、「単にルール違反があれば証拠排除というのは非常に単純。事前の規制ルールである録音・録画と、取調べによって得られた供述が任意になされたものか否かとは、非常に遠い関連性しかない。ルールを遵守させるためには様々な方策がある」との見解であった。さらに、椎橋隆幸委員も「違法収集証拠による証拠排除は、基本権の侵害や重大な違法があったときに証拠能力が否定されるという考え方だ。録音・録画を怠ったことが基本権の侵害や重大な違法と言える

か、問題が残る」との発言をされた。

これに対し、日弁連側としては、「録音・録画が義務とされたにもかかわらず、それが実施されなかった場合、供述証拠は直ちに違法収集証拠として排除できるとの見解もある。また、供述調書の記載は正確に供述を録取したものではないから、全過程を検証可能な状態にしておかないと任意性に疑義が生じるとの制度設計もおかしくない。録音・録画が、自白の任意性を担保する、あるいは無理な取調べを防止する機能を持っていて、そのために制度化するのだとすれば、それに従わなかった場合の効果として、証拠能力がないという制度を採ることは不合理でない」旨表明している。

2 実質証拠の問題をめぐって

録音・録画の記録媒体の利用の在り方については、これを実質証拠とすべきとの立場から井上委員が、「録音・録画記録媒体は、被疑者の供述内容についての正確で客観的な記録であり、その表情や供述態度等も記録されており、価値の高い証拠になり得る。現行法上、録音・録画された供述内容を犯罪事実の立証に用いることは制限されておらず、最高裁や高裁の判例もそれを当然の前提と

している。調書に比べてより正確な録音・録画の記録媒体が実質証拠として使えないという論拠はない。どちらを使うかは、第一次的には証拠請求する者の判断であり、最終的には裁判所の判断になる」といった意見を述べられた。「録音・録画がなされた取調べの中で被疑者が自白したものの、調書を録取しようとしたら調書ができないという場合など、録音・録画の媒体を実質証拠として用いることが必要かつ有用と考えられる場合がある」旨の捜査機関側（大野宗委員）からの指摘もあった。

日弁連側としては、「将来的には、録音・録画の記録媒体、あるいはその反訳文ないし要約文が実質証拠となるのは必然的と思うが、直ちに捜査機関が調書を捨てることはないので、少なくともアングルによるインパクトについて検証未了な録音・録画の導入時は、調書のみを実質証拠とし、録音・録画の記録媒体は調書の正確性ないし任意性・信用性をチェックするものと位置付けるのがよい」と述べている。

3 取調べへの弁護人立会いについて

後藤昭委員が、「取調べへの弁護人立会いについて一切認めていない日本の今の制度は国際的に見てかなり特殊で、その特殊性を合理的だと説明できる事情があるのか」と述べられ、日弁連側からも同旨の意見が述べられた。「取調べへの弁護人立会いについては、まずは、監視機能、次に、助言・援助機能、さらに進んで、介入、異議申立てないし意見陳述というように、いくつかのレベルがあるが、日本型の刑事司法に馴染むレベルがあり得るかもしれないので、もう試行をしてもいい段階ではないか」との意見も出した。

しかし、弁護人立会いについて、その制度化に消極的な見地からの発言も多く、「最近、弁護人の接見回数は非常に増えてきており、弁護人からの

アドバイスは十分に担保できていると考えられ、他方で、弁護人の立会いにより、捜査の手法や情報の入手源など、オープンにできないことについて様々な影響が出る」とか、「取調べの場面に弁護人が立ち会えば、捜査官による必要な質問や、説得・追及を、弁護人が遮ったり、黙秘を勧めたりすることが考えられるが、そうなれば、被疑者から真実の供述を得ることができず、事案の真相を解明することができない」とか、さらに、刑事司法制度に及ぼす影響という観点から、「米国においては、弁護人が付くと、『自分がいないところでは絶対にしゃべるな』とアドバイスし、捜査機関にも申し入れるので、捜査機関は取調べを諦めざるを得ず、その後、検察官と弁護人との間で交渉ないし取引がなされ、有罪答弁等により決着が付くことが多いが、これが我が国にとって望ましい在り方なのか」といった意見があった。

4 刑事訴訟法321条1項2号、あるいは、供述調書の在り方について

後藤委員は、「2号前段は検察官面前調書について、立法者が、検察官は客観的に真実を探求するから信用性を推定できると考えたと思像できるが、検察官の役割は当事者的であるから、その合理性には問題がある」とされ、「2号後段は、前段と同じ推定から出発するので、検察官面前調書につき、特信状況があると判断される場合が多くなり、原則と例外が逆転した取扱いとなるのは必然」とし、「2号の規定を根本的に見直し、その代わりに、検察官の第1回公判前の証人尋問の要件を少し緩和し、裁判官面前供述を残す可能性を広げるのが合理的である」との見解を示された。これに対して井上委員は、「2号後段については、1号を出発点として見ると、裁判官面前調書の場合、公判廷で相反供述をすれば無条件で証拠能力が認められる。これは以前の供述を使う必要性があるからであり、それと同様の必要性は検察官面前調書

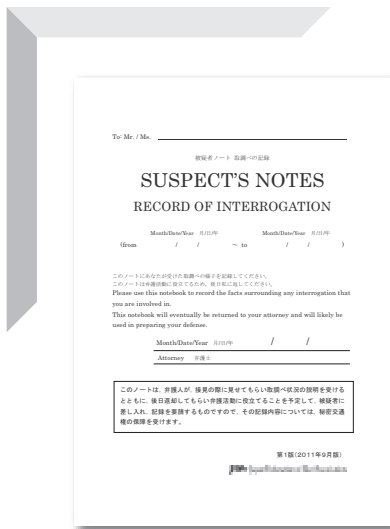
でもあり得る中で、検察官の下でなされた供述に限って、裁判官の場合よりも厳しい条件の下で使用を認めたとの見方もでき、運用上特信性の判断が緩すぎるとの見解についてもそのように断定できるか疑問である」と言われた。

が、日弁連側からは刑事訴訟法 321 条 1 項 2 号を廃止すべきとの立場から、「検察官調書に対する類型的な信頼が落ちているのであり、供述調書に過度に依存する刑事司法を変えようというのであるから、むしろ 2 号、あるいは、供述証書を廃絶することを考え、最終的には録音・録画記録媒体

が取って代わるという道筋を立てるのが筋である」と述べた。周防正行委員も「どういう調書の在り方がいいかを考えるよりも、これをなくすという方向を打ち立てないと、いつまでたっても調書裁判主義からの脱却などできない」との見解を示された。

5 議論は継続

その他司法取引、刑事免責なども議論された。さらに 6 月、7 月と論点整理のワンクール目の議論が続く予定である。秋から 2 クール目の議論となる。



▲「被疑者ノート」外国語版(英語版)



▲「被疑者ノート」外国語版(韓国語版)

「被疑者ノート」外国語版 (英語版、中国語簡体字版、韓国語版)のご案内

日本弁護士連合会では、「被疑者ノート」外国語版の第一弾として、標記 3ヶ国語版を作成しております。

本冊子は、下記のとおり配布しておりますので、どうぞご利用下さい。

記

【冊子配布】

大阪弁護士会 7 階 (委員会部人権課) 取調べの可視化実現大阪本部担当事務局までご連絡下さい。(TEL : 06-6364-1227)

【ダウンロード】

- 日弁連一般向ページより、PDF ファイルでダウンロードすることができます。

日弁連ホームページ→日弁連が取組む重要課題→取調べの可視化を！
→パンフレット・マニュアル・ツール等

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/recordings/detail.html#pam>

- 日弁連会員向ページより、ワード、エクセルでダウンロードでき、適宜手を加えて独自の被疑者ノートを作成することができます。(アクセスには ID・パスワードが必要です)

日弁連会員向ページ→業務に役立つ情報→書式・マニュアル (刑事事件関連)

<https://w3.nichibenren.or.jp/member/index.cgi>